島の宝観光連盟入会及び退会手続きに関する規程

（目的）

第１条　この規程は、島の宝観光連盟規約（以下「規約」という。）第６条及び第７条の規定に基づき、入会と退会の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（入会）

第２条　この連盟の会員になろうとする者は、入会申込書（様式第１号）を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

（退会）

第３条　会員が退会しようとするときは、退会届（様式第２号）を会長に提出しなければならない。

（規程の改廃）

第４条　この規程の改廃は、会議の決議をもって行う。

附　則

この規定は、平成２９年５月８日から適用する。

様式第１号（第２条関係）

入会申込書

島の宝観光連盟

会長　池田　高世偉　様

　私（弊団体）は、貴連盟の構成する観光組織として入会したく、申込みします。

所在地

法人名（団体名）

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

様式第２号（第３条関係）

退　会　届

島の宝観光連盟

会長　池田　高世偉　様

　私（弊団体）は、貴連盟を退会したく届け出します。

所在地

法人名（団体名）

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印